

第1年目 $Y_a > NT > C_1 > C_0$

第2年目 $Y_a > C_0 > NT > C_1$

となる。このように第2年目の順位が変つた原因としては、1) および2) の結果からみて、とくに長葉草の発生量の差が処理以外の要因によつてかなり影響をうけたものと史料される。

第4表 処理と全草生量の分散分析

変動因	自由度	平均平方
個体	28	18.20
群平均	3	102.64**
F = 5.64 > F _{0.01} = 4.59		

4) 広葉草量と長葉草量

長葉草の発生は、広葉草との共存による影響をうけると考えられるので、両者の影響の有無を確かめるため共分散分析を行なつた。その結果、広葉草の発生差異を共通の広葉草量を基礎とするように修正したのちにおいても、なお有意な差が認められない。(F = 2.71 non. sig.)

第5表 共分散分析および修正組平均間の有意差の検定

変動因	自由度	平方和および積和			推定の誤差		
		Sx ²	Sxy	Sy ²	平方和	自由度	平均平方
全体	31	762.98	-103.92	262.39	248.24	30	
処理	3	248.96	5.25	48.44			
組内個体	28	514.02	-109.17	213.95			
修正平均値の有意性の検定のために					57.47	3	19.19

59. 財団法人小江地区山林会の経営について

長崎県林務課技師 吉岡 清

1. 小江地区の概況

長崎県北高来郡高来町にあつて多良岳火山(982m)を中心として東南に細長い地形で、地質は主として輝石安山岩から成りこれら風化された壤土、埴又は壤土で肥沃に富んでいる。気候は比較的温暖で年平均16°C、年降水量は2,200mmで、この地区の土地利用状況は下表に示す通りである。

区分	耕地				林野			その他	合計
	田	畑	樹園	計	私有	町有	計		
面積 ha	169	79	47	295	266	891	1157	198	1,650
比率%	10	5	3	18	16	54	70	12	100

林野70%を占め農耕地は僅か18%で総戸数520戸のうち殆んどが農業に従事し農家一戸当の耕作面積は約0.6haであつて零細農家が多い。

2. 財団法人小江地区山林会の概要

(1) 沿革

徳川時代は諫早藩の所有で山奉行をおき各村に山留役をおいて取締り、又区域を指定して一定の期間内に薪を無料で採取させていた。明治2年版籍奉還で国有林になつたが、しかし実際は諫早家が同7年頃まで管理していた。同8年村は山林原野(台帳958町)の払下げをうけ小江村有となつた。しかし村有となつてから山林は濫伐され、極度に荒廃し始めた、というのは今まで山留役が嚴重に取締つていたが、村有となつたため自己の山林だから勝手に伐採してもよいという解放感と薪炭材を他県、他村へ搬出自由になつたこと。生活費のため船間屋に売却し衣食住にあてた、なお国の政策もなかつた。このような理由で無統制時代が明治25年頃まで続いた。明治25年村有山林原野伐採規定をつくり伐採防止に努め一方これら山林を利用厚生しよう

という動きと自治体の発達と共に村民の生活も圧迫されたので、将来を考え村の財政確立のために明治31年北御門徳十郎氏を村長に推し、役場の体制を整え大植林事業の実行に移した。

しかし、当時この植林に1戸当年間60日の賦役で村民は疲弊困憊その極に達した。そのため一時は騒乱の事態も起きた程であるが、村長の熱意と次々生長する植林地を村民は見て希望も出て370町の植林を達成した。

漸く樹令も伐期に達したのでよりよき運営を図るため昭和20年農協に製材工場を設置して村の財政に寄与するようになった。

昭和31年湯江町と深海村と合併し現在高来町となったのであるが、両村共小江山林は先祖の存血であることを認識し、この山林財産の持分を小江地区住民の福

祉のため保有することを認め、先祖の意志を継承する意味において昭和35年4月財団法人小江地区山林会を設立、現在に至っている。

(2) 財団法人組織にした理由

昭和31年の町村合併以降この山林会を設立するまでは小江地区管理委員会の組織でこの山林の経営を行っていたのであるが、その性格は任意団体であつたため運営面に無理な点があつた。なお当時個人配分の意途もあつたが、先祖の残した美林が無意味に葬られる恐れがあるのでこの山林の収益は公益措置の財源とするよう定めた。又所有権の確立と外部対抗組織の必要性更に法人として、その収支を明確にし、将来の経営を考え今後町と分収設定する場合に、法人組織の方が堅実である等の理由で財団法人とした。

(3) 森林資源の現況

用 新 別	直 営 林		部落との分収林		町との分収林		計			生 長 量
	面積	蓄 積	面積	蓄 積	面積	蓄 積	面積	蓄 積	蓄 積	
用 材 林	ha	m ³	ha	m ³	ha	m ³	ha	m ³	m ³	
薪 炭 林	230	38,480	91	5,860	34	—	355	44,340	1,130	
計	54	1,600	—	—	—	—	54	1,600	150	
	284	40,080	91	5,860	34	—	409	45,940	1,280	

山林会所有林は409haで内直営林284haでヒノキを主体として、スギ、マツ、モミと雑木林である。部落(6割)と山林会(4割)の分収林は23件の91haあつて又高来町(4割)と会(6割)の分収林は34ha、造林地はスギ、ヒノキで契約期間は50年となつている。

3. 経営の実態

(1) 管理経営の組織と実行状況

山林会は森林資源の培養と公益のための施設及び産業、教育、文化の向上を図ることを目的として、11部落を包括した488名の会員からなり役員11名(内会長を含む)で構成されていてその資産は7,500万円である。町村合併の時の条件として、立木一代限り樹令80年までとなつており、山林会所有林は総べて伐採後は高来町に引継がれる。この点が一般にある形態と違い今後は分収林をもつて維持経営を図らなければならない。なお、最近の収支の状況を示すと(法人組織前)次表の通りで収入については殆んど立木代からで公益事業として、何に使われているか、34年度実績から、その内容を見ると小学校建設に40%、有線放送施設に

20%山林投資16%(植林8%保育6%林道修理2%)運営費12%その他里道及び用水の修理、衛生費等12%となつている。

区分	32年度	33年度	34年度	摘 要
収入	千円 9,104	千円 6,671	千円 6,049	内有線放送施設費として 支出額 32年度—4,000千円 33年度— 870 〃 34年度—1,127 〃
支出	6,382	4,866	5,427	
差引	2,722	1,805	622	

4. 今後の問題点

将来共山林に依存しなければならないこの山林会である以上保育事業は勿論今後の造林にも積極的に投資し、最少限現山林会所有面積の確保に努め造林の推進を図ることである。そのために先づ実務担当の優秀技術員の確保に努めること、又所有山林の現況把握と将来の基本方針を樹立し、少くとも今後5~10年間の植伐計画を明確にして管理経営を行うことが今後残された問題点である。